

現行の保護観察制度の趣旨・目的について

- * 「一定期間、緩やかな監視の下で、社会内処遇により犯罪又は非行をした者の更生を図るもの」(私見)であり、再犯の防止・社会保護は、その究極目的に止まることを宣明すべきではないか。
- * そのためにも、この際、保護観察に関する法制を整理し体系化すべきではないか。
- * 仮出獄しない者については満期出所をもって所要の措置は完了したものと割り切り再犯は本人の責任とするのと同様に、三号観察の者についても保護観察期間中の再犯について割り切るべきである。そのため、責任を全うしたと言いうる条件を明らかにすべきではないか。

三号観察の対象とする範囲について

上記趣旨・目的に照らし、

- 1 再犯の虞のない(少ない)者で更生可能性の高い者に限るべきか。
 - 2 再犯の虞の多少に拘わらず、更生可能性の高い者とすべきか。
- * すべからく社会内処遇による更生を図るのが望ましく、監視の程度・違反に対する制裁を明確にして可能な限り広く認めるべきとの考えもありうるが、このためには「矯正と更生・保護」の全体について論じることを要するので本会議では不適當か。

地方更生保護委員会の仮釈放の決定基準、判断プロセスの検証

保護観察付執行猶予について

- 1 執行猶予とする者を保護観察に付すに当たり、いかなる手続きが採られているか。
 - 2 保護観察に付すことの是非について検察官等の意見が反映されているか。
- * そもそも保護観察に付さねばならない者を執行猶予にすることを許容する制度(刑法第25条の2)に合理性があるか。

更生可能性の低い者について

これらの者については現行の保護観察は有効に機能しているとは認めがたい。制度の趣旨・目的(更生か社会保護か)をあきらかにして別途の仕組みを構築すべきではないのか。更生可能性が低く、かつ、再犯可能性が高いと認められる満期出所者について同様のことが考えられるか?

保護観察官と保護司の任務分担について

- 1 再犯可能性の高い者も対象とするのであれば、それについては保護観察官が責任を負う仕組みとすべきではないか。
- 2 再犯可能性が高いと判断すべき義務違反については保護観察所において厳格に制裁を課すべき。それに必要な権限規定・他機関との協力規定の整備の要

更生緊急保護の必要性和合理性

更生緊急保護は保護観察の趣旨・目的を曖昧なものにしてはいないか。これを整理するときには、更生保護施設の財源措置を行う必要がある。

捜査資料、公判資料のうち対象者を処遇するに当たって参考とすべきものを、検察官又は裁判官から矯正・保護当局へ提供する仕組みの構築

なお、保護司、更生保護施設など保護観察の実施に関わる体制、処遇等の改善措置については、更生保護審議会の答申で度々指摘されているところであり、また、法務大臣の本会議設置に関するご発言にかんがみれば、本会議の論点とする必要はないものと考えてるので割愛する。